

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第164号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年10月11日 07時00分ごろ
発生場所	福岡県北九州市馬島北岸沖 北九州市所在の馬島港西防波堤灯台から真方位002°800m付近 (概位 北緯33°58.3′ 東経130°51.2′)
事故等調査の経過	平成24年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 大誠丸、104トン 136383、株式会社藤進 B バージ 大誠丸、344トン なし、株式会社藤進
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷ビルジキール曲損
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、魚礁設置工事に使用される捨て石約1,000m³を積載したB船の船尾凹部にA船の船首部を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、馬島北岸沖の捨て石投入区画（以下「工事区画」という。）に進入した。</p> <p>船長Aは、工事区画周辺に設置された係船浮標への綱取りを行わせるため、B船に搭載した伝馬船を降ろしてA船の乗組員2人を移乗させ、他の乗組員2人をB船の船首及び船尾にそれぞれ1人ずつ配置し、A船押船列の船首を南東に向け、機関を中立として行きあしのない状態で係留作業を開始した。</p> <p>A船押船列は、北西の風を右舷船尾方から受けて僅かに東方に圧流されながら、左舷船尾、左舷船首の順に係留索を繰り出して係船浮標に取ったのち、右舷船首の係留索を繰り出して陸上に仮設された係留設備に取ろうとしていたところ、平成24年10月11日07時00分ごろB船の左舷船底部が工事区画東方の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>A船押船列は、係留作業を終えたのち、潜水調査によりB船の損傷が発見されたが、航行に支障はないため、捨て石の投入作業を実施した。</p> <p>B船は、後日、上架して修理された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：潮汐 高潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船の喫水は、船首約3.5m、船尾約3.7mであった。 A船押船列は、本事故当時、左舷船首尾及び右舷船尾から各1本の係留索をそれぞれ係船浮標に取り、右舷船首からの係留索を陸上に仮設された係留設備に取って4点係留する予定であった。 船長Aは、全ての係留索を取り終えるまでの間に船体が右舷側の陸岸方向に寄せられ、乗り揚げるかもしれないと思い、沖側の左舷係留索を先に取りすることとした。 船長Aは、工事区画周辺の水深状況を把握していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり A船押船列は、馬島北岸付近の工事区画において、係船浮標及び陸上係留設備への係留作業中、北西の風に圧流されたことから、B船の左舷船底部が工事区画東方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、馬島北岸付近の工事区画で係留作業中、北西の風に圧流されたため、B船の左舷船底部が工事区画東方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・狭い海域で係留する場合は、周辺の水深状況などを事前に確認した上、風潮流による圧流を考慮した係留方法により係留作業を実施すること。</p>